



訴 状

平成26年 4月24日

和歌山地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 太田 達也

同 弁護士 重藤 雅之

〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階
原 告 豊田 泰史

〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか総合法律事務所 (送達場所)

電 話 073-433-3980

FAX 073-433-3981

上記原告訴訟代理人 弁護士 太田 達也
弁護士 重藤 雅之

〒640-8152 和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201
被 告 吉田 益夫

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 33,000,000円

帖用印紙額 119,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、3300万円及びこれに対する平成26年2月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決ならびに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者等

- 1 原告は、和歌山市内に事務所を置くあすか総合法律事務所の弁護士（所長）である。
- 2 被告は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット掲示板」(<http://www.wanet.net/modules/bluesbb/>)（以下、「本件掲示板」という。）を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

第2 被告による違法行為

1 本件に至る経緯

- (1) 原告は、本年2月初め頃、訴外有限会社銀徳及び同社の代表取締役である吉村公俊（以下、「相談者ら」という。）から、和ネット掲示板のスレッドに相談者らを誹謗・中傷する名誉毀損、信用毀損的記事が掲載されている旨の相談を受けた。
- (2) 上記スレッドは、タイトルを「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とし、記事の具体的な内容は、「給料もらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました。暴力団でもそんなことしないでしょ？」「議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね 警察に相談しましょうかね」「さらなる被害者や辛い思いをする抑制になればええかなと考えてますから」「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談することにしました」などといったもので、記事を見た者に、あたかも相談者が人を騙したり陥れたりしており、暴力団関係者であるかのような印象を与えるものであった（甲1）。

- (3) そこで、原告は、相談者らから依頼を受け、被告に対して、内容証明郵便にて、

和ネットに掲載された相談者らを誹謗中傷する当該スレッド全体を削除するよう求めた（甲2の1、2）。

被告に対する原告の請求文書は、名誉毀損に該当することが明らかである上記記事等を含む和ネット掲示板のスレッド全体を削除するよう求めるとともに、仮にこれが削除されない場合には、被告に対する損害賠償請求訴訟等の法的措置をとる旨警告する内容であり、弁護士としての業務遂行上当然なすべき正当業務行為であって、何ら違法性が問題になるようなものではなかった（甲2の1）。

(4) ところが、被告は、「当サイトで投稿されている内容の大半は、その人物の主張、意見と合致しているのを確認しています。その人物は、自分の主張、意見は名誉棄損・信用毀損に該当しないとして、裁判で争うという意思も確認しています。そのため、当サイトとしては、貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争に関しての司法の判断によって処置を行うのが妥当と判断しています。」などと回答し、上記誹謗・中傷記事を削除せず掲載し続ける旨の意思を表明した（甲3）。

2 被告による違法行為①（懲戒請求の濫用による業務妨害）

被告は、原告による上記通知に対し、おおよそ以下の2点が弁護士職務基本規定に違反すると主張して和歌山弁護士会に懲戒請求を行った（甲4）。

- ① 違法記事（名誉毀損記事）を削除するよう求める旨の通知書が、「法的措置をちらつかせての証拠隠滅・捜査妨害という違法行為の強要」であり、これが弁護士職務基本規定の第一章の基本倫理に違反するということ
- ② 原告が、「いたずらに司法判断の先延ばしを行い、発生すると主張する損害を大きくし、（被告に）損害賠償を要求するという不当な目的のために裁判手続を遅延させている」とし、これが弁護士職務基本規定の第十章第76条に違反しているということ

しかしながら、原告が被告に対して違法記事を含むスレッドの削除を求めた経緯は上記のとおりであり、原告の法律事務には何ら違法性はなく、これらはいずれも全く言いがかりとしか言いようのないもので、原告の弁護士業務を妨害する典型的な懲戒請求の濫用行為であった。

3 被告による違法行為②（名誉棄損、信用毀損）

被告は、上記のとおり、弁護士懲戒制度を悪用し原告の正当な弁護士業務を妨害したばかりか、自身の管理する和ネット掲示板に下記スレッドを作成し、「あすか綜合法律事務所の3名の弁護士からの通知書に対して、問題があつたため、懲戒請求書を出すに至っています。」などと、故意にこの懲戒請求の事実をさらすことにより、公然と事実を適示して、あたかも原告が弁護士職務基本規定に違反する不当な法律事務を行っているかのごとき記事を掲載し、原告が経営する法律事務所の社会的評価を低下させてその名誉及び信用を毀損した（甲5）。

記

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>

「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」

第3 原告の損害

1 懲戒請求の濫用による損害

原告は、弁護士としての適正な法律事務に対する被告の違法行為（懲戒請求の濫用）により、和歌山弁護士会から弁明書を提出するよう求められ、この作成のために多大の時間と労力を割かざるを得なくなり、その業務に支障が生じたばかりか、あすか綜合法律事務所全体の弁護士の信用を失墜せしめた。

これによって原告は多大の精神的苦痛を被ったものであり、その慰謝料としては金1000万円が相当である。

2 掲示板への記事の掲載による損害

前述のとおり、被告は、原告があたかも違法な法律事務を行っているかのごとき虚偽の事実をそのインターネット上の掲示板に掲示し、原告の社会的評価を低下させてその名誉及び信用を毀損した。

これによって原告は多大の精神的苦痛を被ったものであり、その慰謝料としては金2000万円が相当である。

3 弁護士費用

弁護士費用としては、上記の損害総額3000万円の1割である金300万円が相当である。

第4 よって、原告は、不法行為による損害賠償請求権（民法709条、民法710条）に基づき、被告に対し、金3300万円及びこれに対する不法行為の日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

なお、被告の本件行為は、基本的人権の尊重と社会正義の実現という使命（弁護士法1条）を全うしようとする原告の正当な弁護士業務を妨害するもので、いわば弁護士業務に対する挑戦ともいえる悪質な行為である。

そこで、既に原告は、被告を厳重処罰に処することを求め、和歌山地方検察庁に刑事告訴を行っている（甲6）。

以上

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 和ネット掲示板「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」
- 2 甲第2号証の1、2 内容証明郵便（平成26年2月19日付）、配達証明書
- 3 甲第3号証 回答書（平成26年2月28日付）
- 4 甲第4号証 和ネット掲示板「あすか綜合法律事務所の弁護士に対する懲戒請求」
- 5 甲第5号証 懲戒請求書等（和ネット掲示板に掲示されたもの）
- 6 甲第6号証 告訴状

添 付 書 類

- | | |
|-----------|-------|
| 1、甲号証（写し） | 各 1 通 |
| 2、委任状 | 1 通 |

平成 26 年 (ワ) 第 194 号 損害賠償等請求事件
原告 豊田泰史
被告 吉田益夫



訴状訂正申立書

和歌山地方裁判所 民事部 御中

平成 26 年 5 月 15 日

原告訴訟代理人弁護士 太田達也

同 弁護士 重藤雅之

標記の事件について、平成 26 年 4 月 24 日付訴状の記載を以下のとおり訂正する（訂正部分は、太字下線部分）。

1 請求の原因の第 1 の第 1 項について

1 行目の「あすか総合法律事務所」を、「あすか総合法律事務所」に訂正する。

2 請求の原因の第 2 の以下の箇所

(1) 第 2 項について

(訂正前)

「被告は、原告による上記通知に対し、おおよそ以下の 2 点が弁護士職務基本規定に違反すると主張して和歌山弁護士会に懲戒請求を行った（甲 4）。」

(訂正後)

「被告は、原告による上記通知に対し、平成 26 年 2 月 28 日、おおよそ以下の 2 点が弁護士職務基本規定に違反すると主張して和歌山弁護士会に懲戒請求を行った（甲 5）。

(2) 第3項について

(訂正前)

「被告は、上記のとおり、弁護士懲戒制度を悪用し原告の正当な弁護士業務を妨害したばかりか、自身の管理する和ネット掲示板に下記スレッドを作成し、「あすか総合法律事務所の3名の弁護士からの通知書に対して、問題があったため、懲戒請求書を出すに至っています。」などと、故意にこの懲戒請求の事実をさらすことにより、公然と事実を適示して、あたかも原告が弁護士職務基本規定に違反する不当な法律事務を行っているかのごとき記事を掲載し、原告が経営する法律事務所の社会的評価を低下させてその名誉及び信用を毀損した（甲5）。」

(訂正後)

「被告は、上記のとおり、弁護士懲戒制度を悪用し原告の正当な弁護士業務を妨害したばかりか、平成26年2月28日、自身の管理する和ネット掲示板に下記スレッドを作成し、「あすか総合法律事務所の3名の弁護士からの通知書に対して、問題があったため、懲戒請求書を出すに至っています。」などと、故意にこの懲戒請求の事実をさらすことにより、公然と事実を適示して、あたかも原告が弁護士職務基本規定に違反する不当な法律事務を行っているかのごとき記事を掲載し、原告が経営する法律事務所の社会的評価を低下させてその名誉及び信用を毀損した（甲4）。」

以上